

第5回川口市総合計画審議会次第

日 時：平成27年6月3日（水）午後2時

場 所：鳩ヶ谷庁舎3階 304・305会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 議 事

(1) 今年度審議会の進め方について

(2) 第5次川口市総合計画案文について

① 5-1. 基本計画総論

② 5-2. 基本計画各論

A. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

A-1：健康を育むまちづくり

A-2：健やかな子育て・子育て環境づくり

A-3：高齢者の暮らしの安心・生きがいつくり

(3) その他

4 閉 会

川口市総合計画審議会委員名簿（順不同・敬称略）

平成27年6月3日現在

	氏名	団体等
会長	コジマ 勉 小嶋 隆善	川口機械工業協同組合
副会長	カナイ トシユキ 金井 利之	東京大学大学院教授
委員	サイトウ トモユキ 齋藤 友之	埼玉大学教授
	ヨシダ エイジ 吉田 英司	市議会議員
	マツモト ススム 松本 進	市議会議員
	キオカ 勉 木岡 崇	市議会議員
	イタバシ ヒロミ 板橋 博美	市議会議員
	イシカワ シンアキ 石川 義明	川口新郷工業団地協同組合
	イトウ ミツオ 伊藤 光男	川口商工会議所
	オカダ キミコ 岡田 公子	川口四季倶楽部
	カナザワ サチヨ 金澤 幸代	川口市民生委員・児童委員協議会
	コハラ テイジ 小原 貞次	鳩ヶ谷商工会
	タケイ シンチカ 武井 美親	グラウンドワーク川口
	タツノクチヨシコ 龍口 喜子	元市立中学校校長
	ヘタ タケヒサ 邊田 武久	元連合町会長
	ヤマオカ タカシ 山岡 孝	元農業委員
	ヤマザキユタカ 山崎 豊	特定非営利活動法人 障害者の地域生活をひらく会
	モリズミ スグル 森住 卓	埼玉県川口保健所
クリキ アツコ 操木 敦子	公募委員	
ヤタベ テハル 谷田部 千春	公募委員	

第5次川口市総合計画書の構成(案)

1. あいさつ
2. 目次
3. 序論
3-1. 川口市の沿革
3-2. 川口市の特色
3-3. 社会情勢の変化
3-4. 川口市におけるこれまでの主な取り組み
3-5. まちづくり推進上の課題
3-6. まちづくりの考え方
4. 基本構想
4-1. 総合計画策定の目的
4-2. 総合計画の構成と期間
4-3. 基本理念
4-4. 将来の姿
(1) 将来都市像
(2) めざす姿
・全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
・子どもから大人まで“個々が輝くまち”
・産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち”
・都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
・誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
・市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
5. 基本計画
5-1. 基本計画総論
(1) 基本計画の趣旨
(2) 人口と世帯数の推計
(3) 土地利用構想
(4) 施策・単位施策の一覧
5-2. 基本計画各論
(1) 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
(2) 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
(3) 産業や歴史を大切に“地域の魅力と誇りを育むまち”
(4) 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
(5) 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
(6) 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
5-3. 地域別計画
(1) 中央地域 (2) 横曽根地域 (3) 青木地域 (4) 南平地域 (5) 新郷地域
(6) 神根地域 (7) 芝地域 (8) 安行地域 (9) 戸塚地域 (10) 鳩ヶ谷地域
5-4. 個別計画

平成27年度川口市総合計画審議会等スケジュール

開催回	月日	曜日	時間	場所	審議内容
第5回	6月3日	水	午後2時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	総論①基本計画の趣旨、②人口の推計、③土地利用構想、④施策・単位施策の一覧 各論A-1:健康を育むまちづくり 各論A-2:健やかな子育て・子育て環境づくり 各論A-3:高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり
第6回	7月16日	木	午前10時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	各論A-4:誰もが安心して生活できる環境づくり 各論B-1:子どもがのびのび学べる環境づくり 各論B-2:子どもの成長をサポートする基盤づくり 各論B-3:市民が自己実現をめざせる環境づくり 各論B-4:互いに尊重・理解し合う環境づくり
第7回	7月30日	木	午後2時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	各論C-1:地域経済基盤づくり 各論C-2:活力ある工業の振興 各論C-3:活気ある商業の振興 各論C-4:魅力ある農業の振興 各論C-5:地域資源の活用
第8回	8月11日	火	午後2時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	各論D-1:豊かな水と緑に親しめる空間の創出 各論D-2:環境の保全と創造 各論D-3:廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 各論E-1:住・工・商・緑が共存した土地利用の推進 各論E-2:安全・安心・気軽に外出できる交通環境の整備
第9回	9月29日	火	午後2時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	各論E-3:安全・安心な上下水道サービスの提供 各論E-4:さまざまな災害や犯罪などかの脅威から市民を守るまちづくり 各論F-1:市民が元気に活動するための環境づくり 各論F-2:市民と行政の相互協力 各論F-3:行政経営の基盤強化
第10回	10月16日	金	午前10時から	水道庁舎 大会議室	地域別(中央地域・横曽根地域・青木地域・南平地域・新郷地域)
第11回	10月28日	水	午前10時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	地域別(神根地域・芝地域・安行地域・戸塚地域・鳩ヶ谷地域)
第12回	11月9日	月	午後2時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	最終調整
11月中旬～12月中旬				—	パブリックコメント実施
第13回	1月13日	水	午前10時から	鳩ヶ谷庁舎 304・305会議室	パブリックコメント報告、答申案
1月中旬				市役所市長公室	答申(正副会長から市長へ)
3月				—	3月議会へ上程
4月1日				—	第5次川口市総合計画スタート

閱 覧 用

第5次川口市総合計画基本計画 案文

総論

各論 A-1～A-3

5-1. 基本計画総論

(1) 基本計画の趣旨

○基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現のため、基本的かつ重要な施策を定めるものです。施策の実現のためには、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、また、市民と協働するとともに、本市だけではなく広域的な視点も必要とすることから国・県・近隣都市との連携を密にし、施策の実現を図るものです。

○中核市への移行を踏まえた計画の策定

本市では、平成30年4月1日に中核市へ移行することをめざしています。中核市移行後は、保健所の設置をはじめこれまで埼玉県が行ってきた事業・サービスの一部を市が行えるようになることから、サービスの効率化やスピードアップが図れることに加え、市内の実情に沿った、よりきめ細かな行政サービスを市民に提供することが可能となります。そのため、第5次川口市総合計画基本計画は、中核市への移行を踏まえた計画となるよう策定しました。

○合併を踏まえた計画の策定

本市は平成23年10月に鳩ヶ谷市と合併をしたことから、両市がこれまで培ってきた伝統・文化や地域資源と、本市の中央部に位置する鳩ヶ谷地域の地理的条件を活かし、一体的なまちづくりを進める必要があります。そのため、第5次川口市総合計画基本計画は、効率的な行財政運営といった合併の効果を最大限に活かすとともに、多様な行政ニーズへの対応を図りながら一体的なまちづくりを推進するために策定しました。

○基本計画の計画期間と見直し

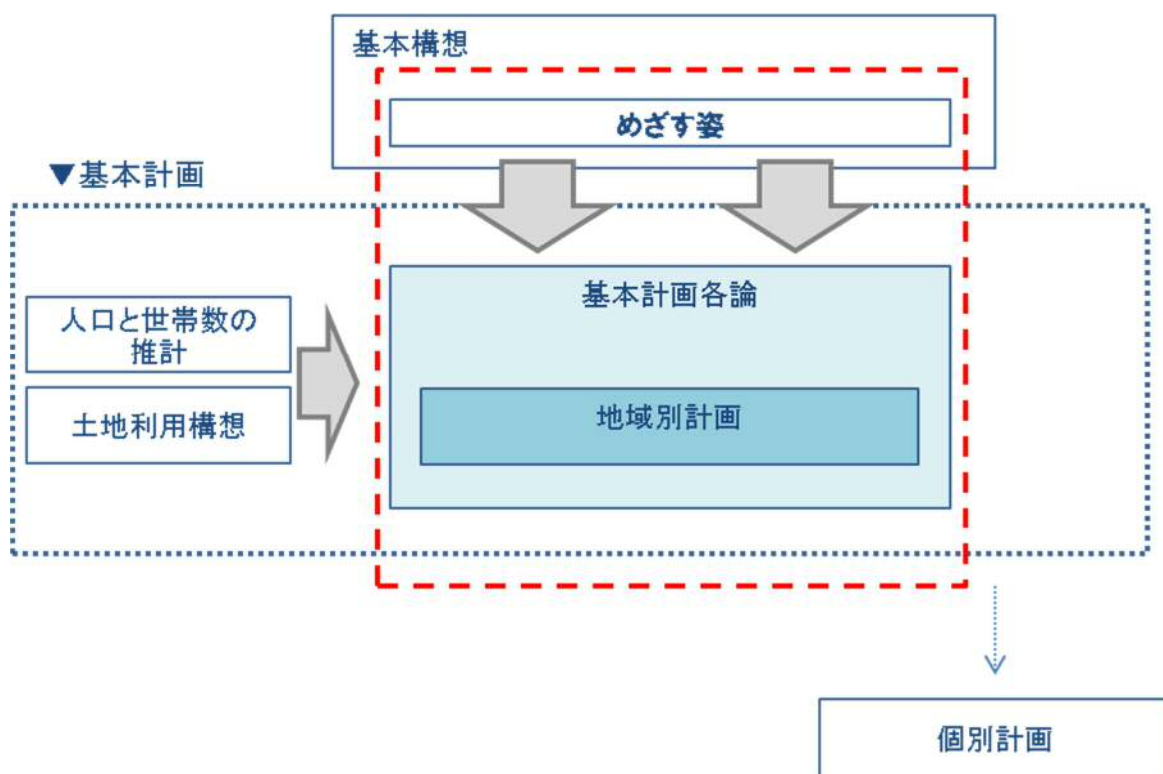
基本計画の計画期間は、多様化する課題や市民ニーズ、変動の激しい社会情勢に対応できるよう、前期・後期ともに5年としています。前期基本計画終了時には、社会情勢などに照らして本計画を見直し後期基本計画を策定します。

○基本計画の構成

基本計画では、基本構想で定めた6つのめざす姿ごとに、めざす姿を達成するための施策を位置づけています。「基本計画各論」では、基本構想の将来都市像やめざす姿に加えて、「人口と世帯数の推計」や「土地利用構想」といった枠組みを踏まえて施策を定めました。これらの施策を、市内各地域のまちづくりの視点でとらえ「地域別計画」としてまとめました。

また、「個別計画」は、各分野において、より具体的な取り組みの内容を総合計画との整合を図って策定するものです。

基本計画の位置づけと構成のイメージ



(2) 人口と世帯数の推計

我が国における将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査を基に推計した数値を公表し、国や地方自治体において広く活用されています。しかし、この推計の基準となる人口が平成 22 年の国勢調査であり、直近の人口を捉えていないことに加え、本市においては国勢調査による人口と住民基本台帳人口に乖離がみられるといった現状があります。

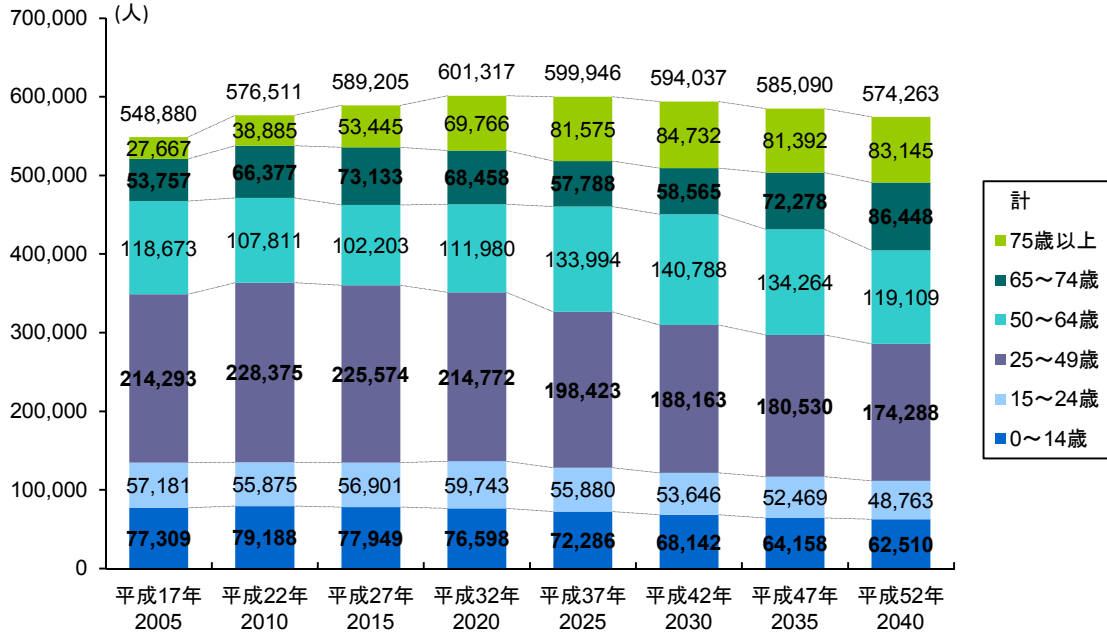
そこで本市では、人口問題研究所の推計方法を基にしながら、推計の基準となる人口に平成 22 年の国勢調査ではなく、最新の住民基本台帳を用いることに加え、本市の転入超過人口が地域人口に占める割合は過去直近 5 年間（東日本大震災が発生した平成 23 年を除く）と同様の傾向が今後 5 年間続くこと、また、出生率の代替指標である子ども女性比も平成 27 年と同様の傾向が今後 5 年間は続くことといった仮定を加味し、推計したものを本市の将来推計人口としました。

以上の方法による本市の将来推計人口では、前期基本計画の最終年である平成 32 年には概ね 60 万人になると推計しています。

それ以降は微減に転じ平成 52 年には 57.4 万人で平成 27 年比 2.5%程度の減となる見込みです。年齢別では、平成 52 年の人口は、25～49 歳の人口が平成 27 年比で 77.3%と最も大きく減少するのに対して、75 歳以上の人口は同 155.6%と最も大きく増加すると推計しています。

また、世帯数については、平成 27 年の 26.7 万世帯から増加を続けるものの、平成 42 年の 28.5 万世帯をピークに減少し、平成 52 年には 28.0 万世帯になると推計しています。

図表：川口市の年齢別人口の推移（2020年以降は予測、各年1月1日時点）



		平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	平成42年 2030	平成47年 2035	平成52年 2040	H27-47 増減
人口	0～14歳	77,309	79,188	77,949	76,598	72,286	68,142	64,158	62,510	80.2%
	15～24歳	57,181	55,875	56,901	59,743	55,880	53,646	52,469	48,763	85.7%
	25～49歳	214,293	228,375	225,574	214,772	198,423	188,163	180,530	174,288	77.3%
	50～64歳	118,673	107,811	102,203	111,980	133,994	140,788	134,264	119,109	116.5%
	65～74歳	53,757	66,377	73,133	68,458	57,788	58,565	72,278	86,448	118.2%
	75歳以上	27,667	38,885	53,445	69,766	81,575	84,732	81,392	83,145	155.6%
	計	548,880	576,511	589,205	601,317	599,946	594,037	585,090	574,263	97.5%
	65歳以上割合 指数(2015年基準)	93.2	97.8	100.0	102.1	101.8	100.8	99.3	97.5	
世帯数	計	233,008	256,465	266,902	279,857	284,233	284,524	281,909	279,717	104.8%
	指数(2015年基準)	87.3	96.1	100.0	104.9	106.5	106.6	105.6	104.8	

(3) 土地利用構想

土地は、市民にとって限られた資源であり、都市における生活や経済活動をはじめとする諸活動の基盤であることから、土地利用にあたっては、長期的な観点から本市の発展の方向性を見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら、総合的かつ計画的に進める必要があります。

このような考えのもとに、本市の土地利用の方向性を、将来都市像である「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」の実現のため、次のとおりとし、川口市都市計画基本方針をはじめ、各種施策や事業の推進にあたっては整合を図ることとします。

【ゾーニング】

- ・工業・商業・サービス業などの産業と住宅が混在する市の南部と西部においては、産業と住宅が調和し共生する市街地の形成を図るとともに、狭小な木造住宅などによる密集地については、災害からの安全性を確保し、居住環境の改善など防災性の向上を図り、魅力的で活気ある都市の形成をめざします。
- ・安行台地を中心とする市の北部と東部では、農地や自然の緑の保全を図るとともに、環境にも優しく、快適で安心して健康に過ごせ、歩いて暮らせる持続可能な都市の形成をめざします。

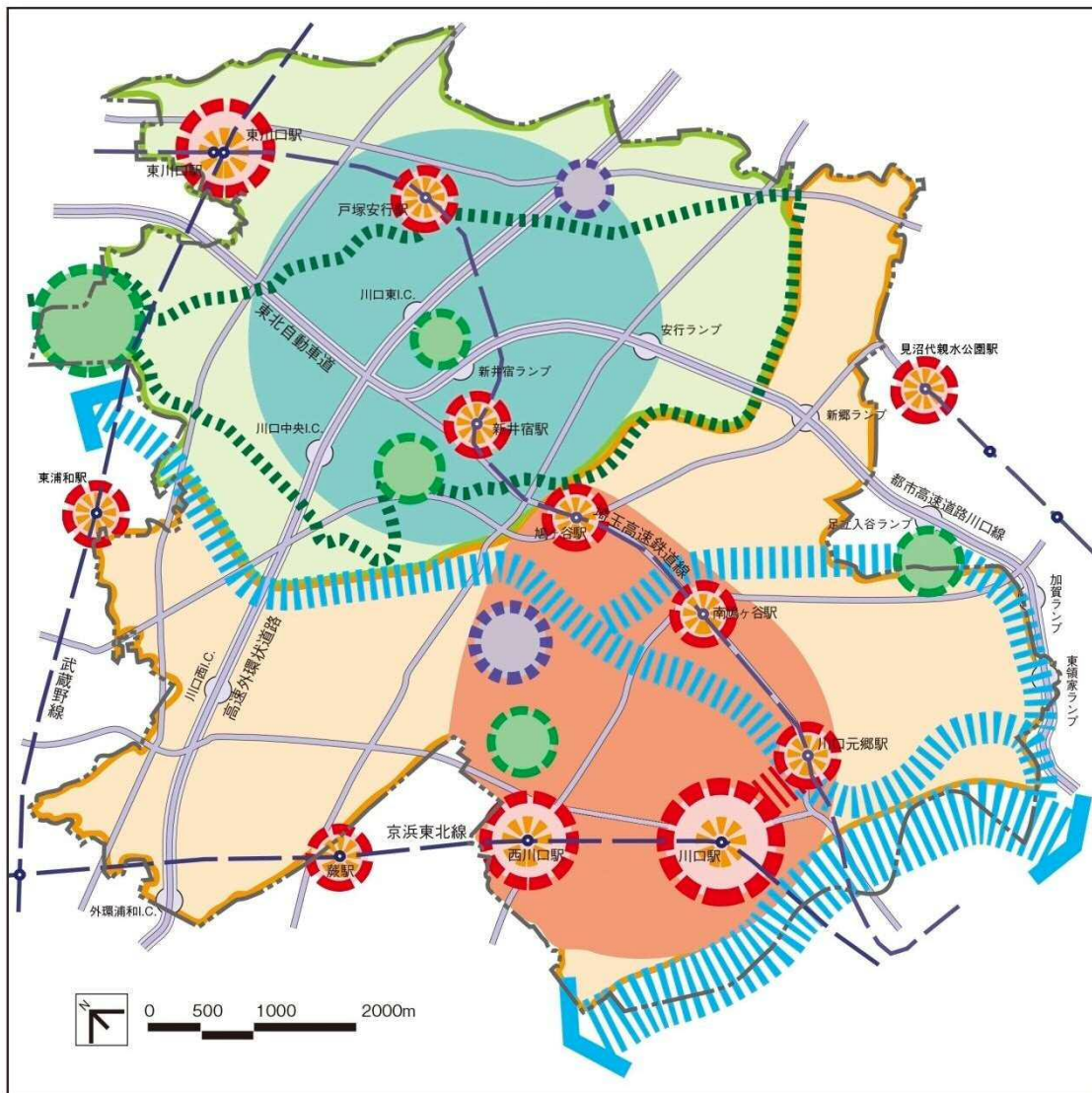
【拠点形成】

- ・鉄道駅周辺においては、商業・業務機能の集積を促進するなど、市民生活に密着した生活拠点の形成をめざします。
- ・本市において各所に存在する貴重な水と緑の自然資源を基本に、歴史・文化資源などを活かし、多様な活動が楽しめるレクリエーション拠点の形成をめざします。
- ・産業における拠点を配置し、古くから培われた植木やものづくりの伝統を継承・発展させ、さらに映像・情報などといった本市における新しい分野の産業の展開を支えます。

【水と緑の空間形成】

- ・荒川や芝川をはじめとする河川・水辺環境の整備・保全を図ります。また、これらの貴重な「水」と、見沼田んぼや安行台地を代表とする市内各所に存在する「緑」の資源を活かした市民活動や憩いの場を整備・創出します。

都市構造図



<p>産業と住宅が共生する機能複合都市</p> <p>産住共生都市ゾーンと都心地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 産住共生都市ゾーン 都心地域 	<p>多くの特色ある活動拠点をもつ都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅を中心とする生活拠点 水と緑のレクリエーション拠点 産業・情報の拠点 	<p>水と緑が生き生きしている都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒川・芝川の河川空間 安行台地の緑地空間
<p>樹園都市ゾーンと緑化産業地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹園都市ゾーン 緑化産業地域 	<p>交通の骨組みがしっかりしている都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域・都市幹線道路 拠点を中心とする交通環境 	

(4) 施策・単位施策の一覧

基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

めざす姿	施策	単位施策
A. 全ての人に やさしい “生涯安心なまち”	1)健康を育むまちづくり	I.保健・予防活動の推進 II.医療体制の充実 III.医療保険制度の充実
	2)健やかな子育て・ 子育て環境づくり	I.子育て支援の充実 II.保育環境の充実 III.児童の健全な育成
	3)高齢者の暮らしの 安心・生きがいづくり	I.高齢者福祉の充実 II.介護事業の充実 III.社会参加の場と機会の充実
	4)誰もが安心して生活 できる環境づくり	I.誰もが安心して生活できる環境づくり II.障害者を支える仕組みづくりの推進 III.低所得者の生活安定への支援 IV.環境衛生の充実
B. 子どもから大人まで “個々が輝くまち”	1)子どもがのびのび 学べる環境づくり	I.幼稚園・小学校・中学校教育の充実 II.高等学校教育の充実
	2)子どもの成長を サポートする基盤づくり	I.学校の教育力向上 II.地域の教育力・健全育成活動の充実
	3)市民が自己実現を めざせる環境づくり	I.生涯学習活動の支援 II.スポーツ・レクリエーション活動の支援 III.文化芸術活動の支援
	4)互いに尊重・理解 し合う環境づくり	I.人権を尊重した社会づくり II.男女共同参画を進める意識・環境づくり III.国際理解・交流の推進
C. 産業や歴史を 大切にした “地域の魅力と 誇りを育むまち”	1)地域経済基盤づくり	I.企業経営の強化支援 II.就労環境の向上 III.企業間連携の支援 IV.担い手の育成と技術の振興
	2)活力ある工業の振興	I.ものづくり産業のさらなる振興 II.企業立地の支援
	3)活気ある商業の振興	I.にぎわいある商業活動の振興
	4)魅力ある農業の振興	I.都市農業の振興 II.都市農地の保全
	5)地域資源の活用	I.地域資源を活用したシティプロモーションの実施 II.歴史的資源の保護と活用 III.SKIPシティを活用した地域の活性化

めざす姿	施策	単位施策
D.都市と自然が 調和した “人と環境に やさしいまち”	1)豊かな水と緑に 親しめる空間の創出	I.水辺環境の整備 II.緑地環境の整備
	2)環境の保全と創造	I.生活環境の保全 II.地球環境の保全
	3)廃棄物の減量化・再資源 化・適正処理の推進	I.廃棄物の減量化・再資源化 II.廃棄物の適正処理の推進
E.誰もが“安全で 快適に暮らせるまち”	1)住・工・商・緑が共存した 計画的な土地利用の推進	I.計画的な土地利用の推進 II.市街地整備の推進 III.美しくうるおいのある景観形成の推進 IV.鉄道駅周辺整備の推進 V.良好な住環境の整備
	2)安全・安心・快適な移動を 支える交通環境の整備	I.道路などの整備の推進 II.公共交通機能の充実 III.交通安全対策の充実
	3)安全・安心な上下水道 サービスの提供	I.水道水の水質の保全・向上 II.水道水の安定供給 III.水道事業の経営基盤の強化 IV.公共下水道の普及・機能向上 V.下水道事業の経営の健全化
	4)さまざまな災害や犯罪な どの脅威から市民を守るまち づくり	I.防災対策の充実 II.治水・浸水対策の推進 III.防犯対策の充実 IV.消防・救急・救助体制の充実 V.危機管理への庁内体制の充実・強化
F.市民・行政が 協働する “自立的で 推進力のあるまち”	1)市民が元気に活動する ための環境づくり	I.地縁活動(町会・自治会など)の支援 II.市民活動(NPO・ボランティアなど)の支援
	2)市民と行政の相互協力	I.市民参加の環境づくり II.広報広聴活動の充実
	3)行政経営の基盤強化	I.人材の育成と組織の最適化 II.財政基盤の強化 III.公共施設の適正化 IV.情報化の推進

5-2. 基本計画各論

○基本計画各論の位置づけ

基本計画は、基本構想に定める「めざす姿」を達成するため、重要な複数の施策を関連付けて定めています。さらに、それぞれの施策には基本方針を定めるとともに、その方針に則り行政が取り組むべきことを具体化した単位施策を定めています。

総合計画は、基本計画に掲げられた施策やその基本方針などに基づき効果的かつ効率的に推進する必要があるため、より具体的で予算的な裏付けのある取り組みを、実施計画において事業として提示していくこととなります。

○基本計画各論の構成

基本計画は、施策ごとに「基本方針」、「目標指標」、「キーワード」「主な背景事象」、「単位施策と主な取り組み」、「関連する個別計画」の項目から構成されています。

さらに、「キーワード」「主な背景事象」、「単位施策と主な取り組み」は、単位施策ごとにローマ数字で区分し関連付けを分かりやすく整理しています。

各項目の概要は以下の通りです。

項目名	概要
基本方針	施策の取り組みの方向性を記載しています。
目標指標	施策を進捗管理するため、計測可能な目標を設定しています。この目標を定期的に観測し、経年変化をみることで施策の進捗度合いを評価します。 なお、指標の1番目には各施策を通じて統一的な指標を設定し、毎年行う市民意識調査で諮っていきます。
キーワード	主な背景事象や単位施策と主な取り組みと関連のある重要なワードを抽出したものです。
主な背景事象	本市が施策を講じる上で大切な背景や事象を整理し、記載しています。
単位施策と主な取り組み	主な背景事象を受けて、本市が取り組むべき具体的内容を記載しています。
関連する個別計画	施策に関係する個別計画を参考掲載しています。個別計画は基本計画に掲げられた施策の考え方を踏まえて策定し、更新されます。

A. 全ての人にやさしい “生涯安心なまち”

A-1:健康を育むまちづくり

A-2:健やかな子育て・子育て環境づくり

A-3:高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり

A-4:誰もが安心して生活できる環境づくり

施策 A-1:健康を育むまちづくり

●基本方針

- ・ 市民の健康への関心を高めて自発的な予防と健康管理を促し、保健・医療体制の連携を強化することで市民の“健康寿命”を伸ばします。

●目標指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	(H26)	
川口市民の健康寿命 (①男性 ②女性)	年	① 15.98 (H24) ② 19.09 (H24)	① 17.30 ② 20.00

キーワード

I

- 各種健康診査や検診の受診率の向上
- 妊婦・出産・子育てへの切れ目のない支援
- 地区担当保健師の活動充実
- 感染症による健康危機への不安
- 中核市移行による保健・福祉分野の権限委譲

II

- 医療体制の充実
- 高度急性期病院の必要性

III

- 高齢者の増加
- 医療技術の高度化による医療費の増加

主な背景事象

- ・ 一次予防として、食生活や運動などによる生活習慣の改善により病気の発症を抑制し、次に二次予防として各種健康診査や検診などで、早期発見・早期治療を行う予防医療の重要性がますます高まっています。
- ・ 感染症の発生により、健康危機に対する不安が増大しており、感染症の未然防止や発生時の拡大防止への迅速な対応が求められています。
- ・ 妊娠や出産に係る安全性のさらなる確保と不安軽減への取り組みが求められている一方で、乳幼児健康診査などの受診率の向上が課題となっています。
- ・ 中核市移行により、保健・福祉分野の権限委譲が予定されており、地域の特性に合わせた市民の健康づくりや、保健、医療、介護、福祉の連携強化が求められています。

- ・ 急性期医療を担う病院をはじめとして、多くの医療機関が存在し、医療へのアクセスの良さは強みといえますが、市民の健康意識の多様化に伴う医療ニーズが高まる中、さまざまな医療体制の充実が求められています。
- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度に向け、病院・病床機能の役割分担を通じて、より効果的かつ効率的な医療体制を構築するため、「高度急性期」「一般急性期」「亜急性期」など、病床機能の再編が進められています。

- ・ 高齢化が進む中、今後ますます 65 歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、医療制度の充実が求められています。
- ・ 高齢化の進展や医療の高度化により、国民健康保険・後期高齢者医療保険の医療費は伸び続けていくことが予想されます。今後は、医療費の抑制と保険料(料)収納率を向上させ、安定的な保険制度の運営が必要になります。

単位施策と主な取り組み

保健・予防活動の推進

- I
- 市民一人ひとりの健康意識を高めるため、健康教室などを通して啓発活動を行います。また、各種健康診査、検診、相談といった保健サービスを充実させ、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、感染症の予防に努めます。
 - 妊娠中の健康状態を良好に保ち、母子ともに健康で出産できるような支援を行い、安心して育児ができる環境を整えます。
 - 中核市移行に合わせた保健所の設置に取り組み、地域の実情を踏まえた適切な保健衛生サービスを提供します。また、感染症の発生など健康危機の際に迅速かつ適切に対応します。

医療体制の充実

- II
- 救急医療体制や地域医療体制の充実を図るため、地域の医療機関の連携を推進し、安心して医療を受けることができる体制を強化します。
 - 医療センターにおいては、さらなる診療機能の充実を図り、地域から信頼される高度な医療を担う急性期病院をめざします。

医療保険制度の充実

- III
- 各種健康診査や特定保健指導の実施、人間ドック検診の促進などにより、疾病の早期発見や生活習慣の改善指導に努め、健康の保持増進を図るとともに、将来の医療費の削減につなげます。
 - 医療費を抑制するとともに、保険税（料）の収納率向上を図ることで財源を確保し、安定した医療保険制度の運営をめざします。

●関連する個別計画

計画名
川口市健康・生きがづくり計画（第二次）
川口市食育推進計画

施策 A-2 : 健やかな子育て・子育て環境づくり

●基本方針

- ・ 健やかな子どもの成長を支え、子育て・子育て環境づくりといえは川口市と言われるような、安心で楽しい子育て・子育て環境を整えます。

●目標指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	(H26)	
保育所の待機児童数	人	119 (H26)	0

キーワード	主な背景事象
I <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人間関係の希薄化 ● 子ども・子育て支援制度 ● 子育て支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人間関係の希薄化に伴い、子育てをする親の負担や不安、孤立感が増す傾向にあります。本市は、子育て支援の総合拠点として「子育てサポートプラザ」などを開設し、全公民館で「おやこの遊びひろば」を定期的に開催することで、気軽に身近な遊び・相談・情報交換の場を提供してきました。 ・ 子ども・子育て支援制度に対応すべく、また、発達段階に応じた子育てを支援するため、本市では子育て相談に対応する組織を再編し、発達障害を含む子育て相談の総合窓口としての機能充実を図りました。
II <ul style="list-style-type: none"> ● 保育ニーズの多様化 ● 待機児童解消加速化プランの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働き世帯の増加や核家族化の進展は、子どもが減少している状況においても、さまざまな保育ニーズを増加させています。 ・ 本市は、保育所の待機児童が解消されない状況の中、待機児童解消加速化プランを活用し、児童の受入枠の拡大に努めています。
III <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの遊び場の減少 ● 放課後の居場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市化や少子化によって遊びの場所や機会が減少し、また、核家族化や地域の人間関係の希薄化により、子どもの社会への関わり方が変化するなど、昨今の社会情勢の変化は、子どもにとっても少なからず影響を及ぼしています。 ・ 学校生活以外の子どもの居場所については、地域で子どもたちに寄り添う取り組みが必要とされています。

単位施策と主な取り組み

子育て支援の充実

I

- 子どもやその親同士の交流の場を提供し、各種相談・情報提供の場を充実させていくことで、子育てへの不安や負担の軽減を図り、安心して楽しく子育てができる環境を整えます。
- 子どもの送迎や預かりなどのさまざまなニーズに対応するため、地域の相互援助活動による子育て支援を推進します。
- 安心して仕事と子育てを両立できる就労環境を促進するとともに、女性の社会進出に伴って求められる男性の家庭参画を促進し、子育てしやすい環境をつくります。

保育環境の充実

II

- 病児・病後児保育、一時保育、延長保育など、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てができるよう保育サービスの充実を図ります。
- 地域の実情に応じた保育ニーズを把握し、保育所などの適正な施設整備を進めることで待機児童の解消を図ります。

児童の健全な育成

III

- 家庭・地域・学校・行政が連携して、児童の放課後の居場所をつくり、さまざまな活動と成長を見守る環境を整えます。
- 子どもが自ら育つ力を身につけ、心身ともに健やかに成長するため、児童センターなどの取り組みをさらに充実し、子どもの集いや学びあいの場所を提供していきます。

●関連する個別計画

計画名
川口市子ども・子育て支援事業計画

施策 A-3: 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり

●基本方針

- ・ 急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいをもち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

●目標指標

指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (H32)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	%	(H26)	
要介護認定を受けている高齢者の割合	%	14.5 (H26)	17.9
生活機能が低下した高齢者の介護予防教室の参加者数	人	1,355 (H26)	1,440

キーワード

主な背景事象

I

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加
- 地域コミュニティ機能の低下

- ・ 高齢化率が急速に高まっている中、今後は一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 高齢者の価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、高齢者福祉へのニーズも多様化しています。
- ・ 地域コミュニティが希薄な近年では、通院や買い物などの日常生活に不便を感じている高齢者が増えています。

II

- 独居高齢者や老々世帯の増加
- 地域包括ケアシステムの構築
- 地域での見守り体制の構築

- ・ 高齢化のさらなる進展により介護サービスの需要がより一層高まるとともに、独居高齢者や老々世帯も増加することで、より質の高いサービスが介護事業に求められます。
- ・ 高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ・ 地域包括ケアシステムは、単なる介護サービスでは補えない、町会などの地域での見守り体制なども必要になります。

III

- 元気な高齢者の増加
- 高齢者の社会参加と居場所づくり

- ・ 元気な高齢者の存在により、高齢者の価値観やライフスタイルも多様化し、健康や生きがいづくりへのニーズは、さらに高まることが予想されます。
- ・ 高齢者の経験や技能を活かすためにも、人材を必要とする企業とのマッチングや地域社会へ貢献できる環境づくりが必要になります。

単位施策と主な取り組み

高齢者福祉の充実

- I
- 高齢者を対象に生活支援や対策を推進していくことで、高齢者の不安を解消し、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

介護事業の充実

- II
- 介護サービスの利用者負担額の軽減を図ることで、低所得者でも安心して介護サービスが利用できるようにします。また、介護保険事業者を育成し、介護サービスの質の向上を図ります。
 - 介護予防などの取り組みを推進し、高齢者が要支援・要介護状態となることを防ぐとともに、在宅医療と介護の連携を図り、要介護状態になっても安心して生活できる環境づくりを進めます。
 - 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、元気な高齢者が地域を支える仕組みを作るなど、多様なサービスとして提供する「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

社会参加の場と機会の充実

- III
- 高齢者のニーズが高い趣味や教養を扱うセミナーの開催や、生きがいづくり、悩み事などの相談体制を整えることで健康で生きがいのある生活をサポートします。
 - 高齢者が心豊かな生活を送れるよう、レクリエーション活動の活性化や地域社会への貢献活動の推進を図るため、老人クラブなどの地域の活動を支援します。
 - 高齢者の経験や技能を地域社会に提供するための就労環境づくりを支援していきます。

●関連する個別計画

計画名
第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画